

議 第 10 号

神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び
健康被害に係る緊急措置事業の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

平成24年6月15日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海野 透

同 桜井 富夫

同 葉梨 衛

同 西條 昌良

同 田山 東湖

同 藤島 正孝

同 白田 信夫

神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び
健康被害に係る緊急措置事業の継続を求める意見書（案）

神栖市において、平成15年に旧日本軍に由来する可能性が高い有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸が検出されて以来、国、県及び市は一丸となって、住民の健康診査をはじめとする健康被害者に対する支援、地下水の浄化処理などの各種対策を実施してきた。

この度、この件について、公害等調整委員会から県の賠償を命じる責任裁定が行われたが、県では、健康被害を受けられた住民がこれまで長期にわたり苦しんでいることから、提訴せず和解による早期解決を図ることとしたところである。

しかしながら、被害を受けられた住民の健康に対する不安は、依然として払拭できない状況にあることから、同裁定において、ジフェニルアルシン酸を製造し、これについて一定の管理責任があると認められた国の責務として、平成15年6月の閣議了解等による、健康診査の実施、医療費の公費負担、療養手当の支給など、現行の健康被害に係る緊急措置事業を、期限を限定せず継続するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

環境大臣

内閣官房長官